

# 株式会社 銀座山形屋 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社銀座山形屋と称し、英文ではGINZA YAMAGATAYA CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、つぎの事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 紳士服、婦人服等アパレル製品の商品企画および製造、販売ならびに輸出入
  2. 靴、鞆、衣料雑貨品、服飾雑貨品の商品企画および販売ならびに輸出入
  3. 洋服生地・裏地・芯地の販売
  4. 中古衣料品、中古衣料雑貨品の売買および輸出入
  5. 前各号の小売業者を加盟店とするフランチャイズ・チェーン・システムの運営
  6. コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売、レンタルおよびコンピュータ、情報通信機器の販売、レンタル、コンピュータ利用技術の教育およびコンサルタントならびに情報処理業務
- ② 当社は、前項のほか、つぎの事業を営むことができる。
1. 不動産の賃貸
  2. 第1項全号に記載する事業
  3. 前項および前2号に付帯または関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、357万6百株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

② 議長は、株主総会の秩序を維持し議事を整理する。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によってこれを選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の責任免除)

第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1

項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

- ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

（代表取締役）

第 23 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

- ② 当社を代表する取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に従って業務を執行する。

（役付取締役）

第 24 条 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（相談役および顧問の選任）

第 25 条 取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

（取締役会の招集）

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

- ② 取締役会の招集は、会日より 5 日前までに、各取締役および各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 28 条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 36 条 監査役会の招集は、会日より 5 日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登

録株式質権者に対し行う。

- ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当および中間配当には、利息を付けない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款 16 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。